

法制審議会刑事法（情報通信技術関係）部会 第13回会議配布資料	17
------------------------------------	----

取りまとめに向けたたたき台
(諮問事項「三」関係)

第3-1 電磁的記録をもって作成される文書の信頼を害する行為を処罰するための罰則の創設

1 公電磁的記録文書等偽造等の罪

- (1) 行使の目的で、公務所若しくは公務員の電磁的記録印章等（印章又は署名として表示されることとなる電磁的記録をいう。以下同じ。）を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき電磁的記録文書等（文書又は図画として表示されて行使されることとなる電磁的記録をいう。以下同じ。）を偽造し、又は偽造した公務所若しくは公務員の電磁的記録印章等を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき電磁的記録文書等を偽造した者は、1年以上10年以下の拘禁刑に処するものとする。
- (2) 公務所又は公務員が電磁的記録印章等を使用して作成した電磁的記録文書等を変造した者も、(1)と同様とするものとする。
- (3) (1)及び(2)に規定するもののほか、公務所若しくは公務員の作成すべき電磁的記録文書等を偽造し、又は公務所若しくは公務員が作成した電磁的記録文書等を変造した者は、3年以下の拘禁刑又は20万円以下の罰金に処するものとする。

2 虚偽公電磁的記録文書等作成等の罪

公務員が、その職務に関し、行使の目的で、虚偽の電磁的記録文書等を作成し、又は電磁的記録文書等を変造したときは、電磁的記録印章等の有無により区別して、1の例によるものとする。

3 電磁的記録免状等不実記録の罪

- (1) 公務員に対し虚偽の申立てをして、免状、鑑札又は旅券の全部又は一部として用いられる電磁的記録に不実の記録をさせた者は、1年以下の拘禁刑又は20万円以下の罰金に処するものとする。
- (2) (1)の罪の未遂は、罰するものとする。

4 偽造公電磁的記録文書等行使等の罪

- (1) 1若しくは2の電磁的記録文書等を表示して行使し、又は3(1)の電磁的記録を免状、鑑札若しくは旅券の全部若しくは一部として表示して行使し、若しくは人の事務処理の用に供した者は、その電磁的記録文書等を偽造し、若しくは変造し、虚偽の電磁的記録文書等を作成し、又は3の電磁的記録に不実の記録をさせた者と同一の刑に処するものとする。
- (2) (1)の罪の未遂は、罰するものとする。

5 私電磁的記録文書等偽造等の罪

- (1) 行使の目的で、他人の電磁的記録印章等を使用して権利、義務若し

くは事実証明に関する電磁的記録文書等を偽造し、又は偽造した他人の電磁的記録印章等を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する電磁的記録文書等を偽造した者は、3月以上5年以下の拘禁刑に処するものとする。

(2) 他人が電磁的記録印章等を使用して作成した権利、義務又は事実証明に関する電磁的記録文書等を変造した者も、(1)と同様とするものとする。

(3) (1)及び(2)に規定するもののほか、権利、義務又は事実証明に関する電磁的記録文書等を偽造し、又は変造した者は、1年以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金に処するものとする。

6 虚偽電磁的記録診断書等作成の罪

医師が公務所に提出すべき診断書、検案書又は死亡証書の全部又は一部として用いられる電磁的記録に虚偽の記録をしたときは、3年以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処するものとする。

7 偽造私電磁的記録文書等行使の罪

(1) 5の電磁的記録文書等を表示して行使し、又は6の電磁的記録を公務所に提出すべき診断書、検案書若しくは死亡証書の全部若しくは一部として表示して行使し、若しくは公務所の事務処理の用に供した者は、5の電磁的記録文書等を偽造し、若しくは変造し、又は6の電磁的記録に虚偽の記録をした者と同一の刑に処するものとする。

(2) (1)の罪の未遂は、罰するものとする。

第 3 - 2 電子計算機損壊等による公務執行妨害の罪の創設

公務員が電子計算機を使用して職務を執行するに当たり、その電子計算機若しくはその用に供する電磁的記録を損壊し、若しくはその電子計算機に虚偽の情報若しくは不正な指令を与え、又はその他の方法により、その電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせた者は、3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処するものとする。

第3-3 新たな犯罪収益の没収保全等の手続の導入

1 暗号資産等の没収保全手続

- (1) 組織的犯罪処罰法第31条第2項に規定するその他の財産権であって電子情報処理組織を用いて移転するものの没収保全は、その処分を禁止する旨の没収保全命令を発して行うものとする。
- (2) (1)の没収保全命令の謄本及び組織的犯罪処罰法第27条第2項に規定する更新の裁判の謄本は、(1)の財産権の権利者（名義人が異なる場合は、名義人を含む。(3)イにおいて同じ。）に送達しなければならないものとする。
- (3) (1)の財産権の没収保全命令の執行は、次のいずれかの方法により行うものとし、ただし、イに掲げる方法による執行は、アに掲げる方法によることが困難である場合に限り行うことができるものとする。
 - ア 当該財産権を検察官に移転すること。
 - イ 当該財産権を移転することができる権利者に命じて、当該財産権を検察官に移転させること。
- (4) (1)の財産権の没収保全の効力は、(3)アによる移転がされ又は(3)イによる命令が告知された時に生ずるものとする。

2 罰則

- 1 (3)イによる命令に違反した者についての罰則を設けるものとする。

3 その他所要の規定の整備

【検討課題】

(1) 暗号資産等の没収の裁判の執行の手続

民事執行法の規定（刑事訴訟法第490条第2項参照）とは別に、暗号資産等の没収の裁判の執行の手続も設けるものとするか。

(2) 命令に違反する行為についての罰則

- ① 1(3)イの命令違反行為を処罰する罰則の法定刑は、どのようなものとするか。
- ② 命令に違反する行為をした者が法人の業務に関して当該行為をした場合には、当該法人も罰するものとするか。

(3) その他

第 3 - 4 通信傍受の対象犯罪の追加

犯罪捜査のための通信傍受に関する法律別表第 2 に掲げる通信傍受の対象犯罪に刑法第 2 3 6 条第 2 項、第 2 4 6 条第 2 項及び第 2 4 9 条第 2 項の罪を加えるものとする。